

第7号議案 神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について  
(須磨 35 生産緑地地区ほか 15 地区)

計 画 書

神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更 (神戸市決定)

1. 都市計画生産緑地地区中、須磨 35 生産緑地地区、有野 4 生産緑地地区、有野 39 生産緑地地区、伊川谷 54 生産緑地地区、玉津 20 生産緑地地区、岩岡 3 生産緑地地区、岩岡 4 生産緑地地区、竜が岡 13 生産緑地地区の計8地区を廃止する。
2. 都市計画生産緑地地区中、有野 25 生産緑地地区ほか7地区を次のように変更する。

名 称	面 積
有 野 25 生産緑地地区	約 0.09 ha
有 野 38 生産緑地地区	約 0.35 ha
有 野 81 生産緑地地区	約 0.14 ha
伊川谷 91 生産緑地地区	約 0.58 ha
伊川谷 92 生産緑地地区	約 0.46 ha
伊川谷 94 生産緑地地区	約 1.01 ha
伊川谷 105 生産緑地地区	約 0.20 ha
伊川谷 106 生産緑地地区	約 0.40 ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本市では、平成3年の生産緑地法の改正に伴い、平成4年に新たに生産緑地地区の都市計画決定を行った。その後、農地の集合化が行われた場合や農業の継続が困難となった場合等に都市計画の変更を行っている。

このたび、農業の主たる従事者の農業に従事することを不可能にさせる故障等の理由により、農地の適正な保全を図ることが困難となった生産緑地地区について廃止又は変更を行うものである。

(参考) 変更の概要

1. 変更内容

農地として保全することが困難となった生産緑地地区の廃止・変更

地区名称	変更前	変更後	増減	備考
須磨 35 生産緑地地区	約 0.17 ha	—	△約 0.17 ha	廃止
有野 4 生産緑地地区	約 0.16 ha	—	△約 0.16 ha	廃止
有野 25 生産緑地地区	約 0.13 ha	約 0.09 ha	△約 0.04 ha	変更
有野 38 生産緑地地区	約 0.8 ha	約 0.35 ha	△約 0.45 ha	変更
有野 39 生産緑地地区	約 0.3 ha	—	△約 0.30 ha	廃止
有野 81 生産緑地地区	約 0.42 ha	約 0.14 ha	△約 0.28 ha	変更
伊川谷 54 生産緑地地区	約 0.15 ha	—	△約 0.15 ha	廃止
伊川谷 91 生産緑地地区	約 0.89 ha	約 0.58 ha	△約 0.31 ha	変更
伊川谷 92 生産緑地地区	約 0.55 ha	約 0.46 ha	△約 0.09 ha	変更
伊川谷 94 生産緑地地区	約 1.17 ha	約 1.01 ha	△約 0.16 ha	変更
伊川谷 105 生産緑地地区	約 0.47 ha	約 0.20 ha	△約 0.27 ha	変更
伊川谷 106 生産緑地地区	約 0.50 ha	約 0.40 ha	△約 0.10 ha	変更
玉津 20 生産緑地地区	約 0.09 ha	—	△約 0.09 ha	廃止
岩岡 3 生産緑地地区	約 0.11 ha	—	△約 0.11 ha	廃止
岩岡 4 生産緑地地区	約 0.05 ha	—	△約 0.05 ha	廃止
竜が岡 13 生産緑地地区	約 0.05 ha	—	△約 0.05 ha	廃止
廃止：8 地区，△約 1.08ha      変更：8 地区，△約 1.70 ha				

2. 変更前後対照表

	変更前	変更後	増減
地区数	512 地区	504 地区	△8 地区
面積	約 110.17 ha	約 107.39 ha	△約 2.78 ha